

第2部

職員派遣（令和6年能登半島地震等）

技術系職員

○ 石川県

- ・ 漁港の災害復旧等
- ・ 港湾・漁港の災害復旧等
- ・ 県有建築物の災害復旧等
- ・ 災害公営住宅の建設支援等
- ・ 道路の災害復旧等
- ・ 河川の災害復旧等

- ・ 砂防施設・河川・道路の災害復旧等

○ 輪島市

- ・ 道路・橋梁・河川の災害復旧等
- ・ 公共施設の災害復旧等
- ・ 水道の災害復旧等
- ・ 下水道の災害復旧等

○ 富山県

- ・ 液状化対策等

事務系職員

○石川県

- ・ 高齢者福祉等
- ・ 公費解体等
- ・ 災害ボランティアの派遣等
- ・ 産業再生等
- ・ 義援金関連等

○輪島市

- ・ 公費解体等

漁港の災害復旧等

石川県

農林水産部水産課

稲垣 雅祥（港湾局）

米山 潤（港湾局）

寺島 雅人（港湾局）

広瀬 宜則（総務局任期付職員）



稲垣 雅祥（港湾局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

私が着任したタイミングは令和6年1月1日の発災から1年経過したところで、応急工事や、施設の本復旧に向けた設計が進行していました。

漁港施設は、水産業を営む人々にとって必要不可欠な設備であるため、被災のあった各漁港において応急工事が進んでおり、暫定で供用されている状況でした。

派遣者自身が担当した業務概要

私が担当した案件は、主に①災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「流木災」という。）と②水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助（以下「査定設計委託費補助」という。）です。

①の流木災については、令和6年能登半島地震の津波によって海岸に漂着した大規模な流木及びごみ等を緊急的に処理し、海岸保全施設の機能を確保するための事業の補助金交付申請にかかる事務手続きを行っていました。

私が着任した時には既に漂着物が除去されていたため、具体的な業務としては国から補助金の交付が可能な事業であることから、海岸保全施設を所管する市町から実績内容を様式に記載してもらい、取りまとめていました。

②の査定設計委託費補助については、災害査定が終わったタイミングでの着任だったので、災害査定に要した委託費等の補助金の対象となる内訳を県の各土木事務所と市町から取りまとめ、国へ交付申請を行い、市町へ間接的に補助金を交付する業務を行っていました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

①の流木災については、交付金の申請手続きの期限が年度末までに完了しなければならない一方で、被災時からの混乱状態で漂着物の撤去処理を行っていたことや、市町によっては技術職が少なく、事務職で設計書等の資料作成をされており、交付申請に係る資料の作成が困難な状態でした。また、自治体によっては配属先の石川県庁から遠く離れているところもあり、直接打合せをすることが困難であったことから、WEB打合せを活用して記載内容について指導や相談を行い、業務を円滑に進めました。

②の査定設計委託費補助については、対象となる査定件数が多く把握が困難な上、県施工だけでなく、複数の市町の復旧事業も対象となります。調書の更新自体は各土木事務所や市町に依頼していたもの

漁港の災害復旧等

の、委託契約の変更によりチェックが困難であったり、査定の対象外（実施設計等）を把握する必要があります。年度を跨ぐ案件においては年度毎の金額を把握する必要があるなど、一筋縄では集計することができませんでした。そのため、各担当へ委託の現状確認を行い、対象金額を年度毎にまとめ、集計表と確認記録を残すことによって、繰越の有無や補助対象の金額など、調書を見るだけで委託の状況が分かるように工夫しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

市町によっては、技術職を含め人手が不足しており、交付申請に要する資料の作成や、設計内容の確認に難航しましたが、提供される断片的な情報を頼りに、図面の微修正や説明内容の案文を作成し、市町に確認する対応を取ったところ、「石川県に來たばかりで土地勘が全くないのに、よくここまで詳細な資料を作ることができましたね。とても見やすく作成されていて感謝いたします。」とお礼のお言葉をいただきました。気象条件の悪い日が多く（写真）、現場調査を行うことができなかったため、現場状況を把握するために何度も市町に確認をお願いしていました。また、慣れない申請様式のため、国からの修正・指摘事項を度々受け、市町に再修正を依頼することとなり、足を引っ張っていると自覚していた中、感謝の言葉をもらった時は私の熱意が伝わったと思い、また、災害復旧に貢献することができたと感じ、うれしさとやりがいを感じました。



【最強寒波到来時の金沢市内の様子】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都政においても、被災があった際には国や市町村など地理的に離れた関係機関との総合調整が必要不可欠になると思います。通信環境の確保が必須ではありますが、WEB打合せを実施することができれば、電話やメールなどの情報伝達と比較して、より多くの情報を短時間に共有することができ、業務の効率化だけでなく、確認したい現場の写真や動画をリアルタイムで確認できるので、状況等を把握するのに有効でした。都政に従事する際に、今まで以上に業務のデジタル化について実践していきたいと思うようになりました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私が派遣されたタイミングでは災害査定が一通り終わっていたため、先述のとおり各種交付申請など国や出先、関係自治体などとの調整や申請手続きが主な業務でした。これらの業務は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の関連法令に基づくものであり、その申請様式や確認事項については現場によらず一貫しているので、東京都における災害復旧時の事務手続きの際にも活用できると感じました。

また、感覚的ではありますが、石川県のプロパーの職員の方々の地元の復興に対する熱意を間近に感じながら業務に従事できたことが、赴任して最も印象的で貴重な経験を得たと感じています。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

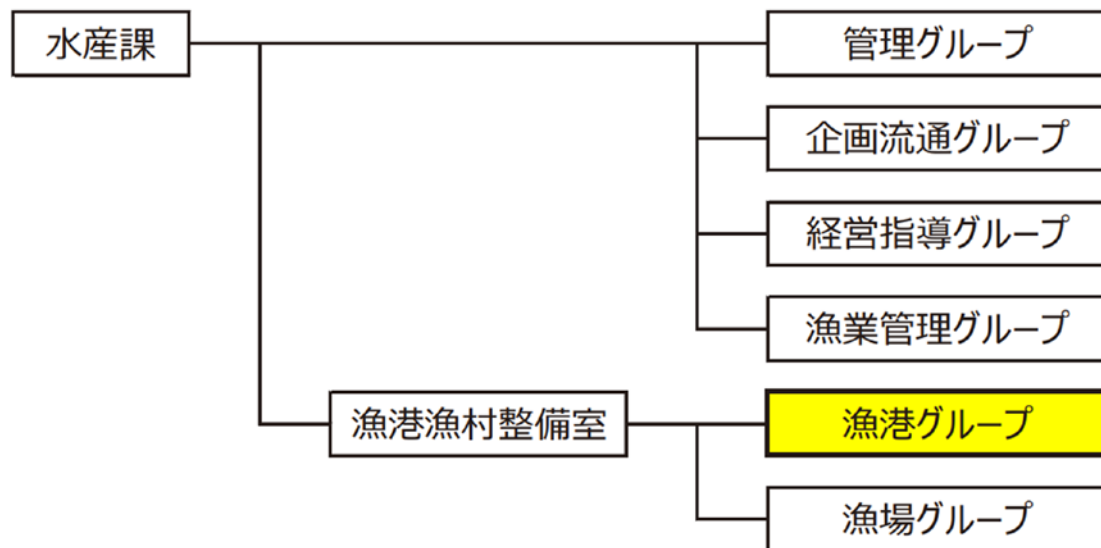
漁港の災害復旧等

米山 潤（港湾局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

私が派遣された水産課（37名）は、6つのグループで構成されており（下記参照）、主な業務は、漁業者への経営指導や水産資源の管理、水産物の企画流通など多岐にわたり、水産職、土木職、事務職で構成されています。

このうち、私が所属する漁港漁村整備室の漁港グループは通常4名の土木職で構成されているところ、能登半島地震による災害対応業務の急増により、3名の土木職員が増員され、総勢7名体制になっています。増員された3名の職員はすべて東京都からの派遣となっており、我々の主な業務は、被災した県および市町管理漁港計60港の災害復旧の事業執行に対する指揮監督を行っています。



【水産課の組織概要図】

派遣当初の状況

石川県は大きく分けて加賀地域と能登地域に分かれ、69の漁港のうち66漁港が能登地域に存在します。そのうち60港が被災し、地域の主要産業である水産業へ多大な影響を及ぼしました。

昨年12月に終了した災害査定の結果は、県管理漁港と市町管理漁港を合わせて約560件で、決定金額は、約590億円となりました。

私が着任した令和7年4月1日時点では、各漁港において応急工事が進行中であり、60漁港が陸揚げ可能となっている状況でした。

派遣者自身が担当した業務概要

担当する業務は、被災した漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業に関し、水産庁と石川県及び各市町との調整や手続きを行うことです。

昨年12月末までに被害状況の確認及び復旧に必要な金額を決定する災害査定が終了しておりました。今年度の業務は、査定決定に基づき、設計を行った後、復旧工事を発注していく事業がメインになっ

漁港の災害復旧等

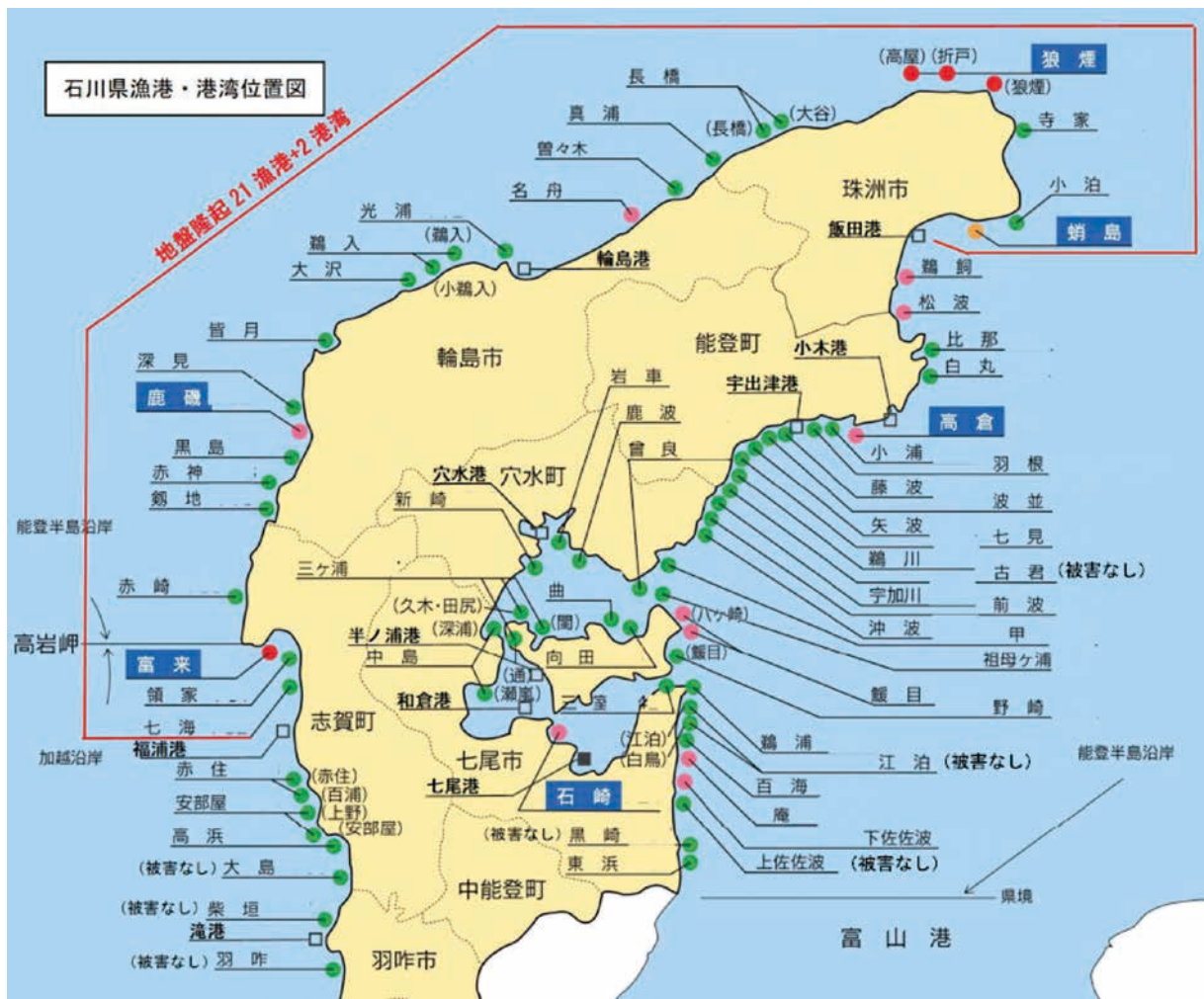
ていました。

今回の能登半島地震は、被害が甚大だったため、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日付け事務次官依命通知）が適用され、査定設計書に添付する図面等の簡素化が可能となり、災害査定に要する期間等の短縮を図ることができました。

しかし、復旧工事を行う前に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第7条第1項により農林水産大臣の同意を要する設計変更（重要な変更）の手続きが必要となっていました。

このため、県土木事務所や各市町と設計業務の進捗を確認しながら、事業が滞らないよう、水産庁と調整を図り、設計変更の手続きに遅れが出ないようにすることが求められました。

着任当初、能登半島の地名や漁港名、位置関係など、ほとんど知りませんでした。半年以上が経過し、だいぶスムーズに仕事が進められるようになりました。



業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

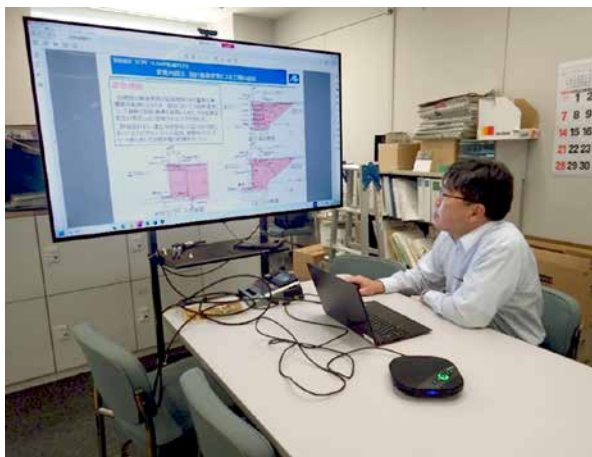
復旧する漁港が能登半島全域に広がっているため、現場調査で各漁港へ行く場合や、水産庁（査定官）と県の土木事務所や各市町との打合せなどに行く場合、宿泊施設の確保が難しく、金沢から日帰りで行く必要がありました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

漁港の災害復旧等

そのため、通行できるルートをあらかじめリサーチしたり、査定官、土木事務所、市町等との打合せ時間を調整したりして効率的に回れるよう努めました。

また、これからは降雪の時期になります。天候や積雪状態を考慮しつつ、Web会議なども併用して、災害復旧事業の円滑な推進に努めていきたいと思えます。



【水産庁、珠洲市とのWeb会議状況（筆者）】



【執務状況（筆者）】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

能登半島地震により、漁港をはじめ様々な施設に甚大な被害があり、復旧工事も徐々に始まったという状況です。能登半島には、色々な漁港や町並み、田んぼや里山などの素晴らしい風景があり、自分の仕事がこの素晴らしい風景の日常を取り戻すことに少しでも役立つと思えることが、やりがいになります。

また、私生活の面では、想像以上に夏が暑かったため、休みの日は家にいることが多く、ほとんど外出できなかったことが残念です。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

能登半島地震による被害は、今までの災害には無かった大きな地盤隆起などがありました。地震による被害は、その地域の地盤の状況、震源位置等により、被災状況が異なることを改めて感じています。

今回、能登半島地震の災害復旧事業に携わり、速やかに災害復旧事業を進めていくには、水産庁、県土木事務所、各市町が復旧工事などについて、緊密に連携を図りながら、スピード感を持って取り組むことが大切であることを改めて感じました。東京都へ戻った後も、この経験を活かしていきたいと思えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今後、首都圏で起こりうる大規模地震などを想定して、東京港の物流をいかに止めることなく、早期に復旧していくことなどについて、常日頃から準備しておくことの大切さを改めて感じました。

最後に能登半島地震からの復旧は、その大規模さゆえに多くの時間を必要とすると思えますが、少しずつでも復旧していく能登半島を今後も注視していきたいと考えています。

寺島 雅人（港湾局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

私が着任した令和7年4月は、災害査定がすべて完了し、漁港施設の応急復旧が段階的に進められており、一部の漁港では応急的な工事が完了したところでした。

4.1mの隆起が発生した輪島市の鹿磯漁港においても、応急復旧工事により漁業が再開されたところでした。

○鹿磯漁港のようす



【応急復旧前（被災直後）】



【応急復旧後】

派遣者自身が担当した業務概要

災害復旧事業とは、自然災害により被災した道路などの公共土木施設を、国の高率な費用負担をもって迅速に復旧するものです。

地方公共団体は、災害発生後、速やかに被害状況調査・災害報告を行い、準備ができ次第、災害査定を申請します。災害査定では、国から査定官（漁港施設は水産庁）・立会官（財務省）が派遣され、現地で被害状況・復旧工法の確認を行い、復旧に必要な金額を決定します。その後、設計変更協議を適宜行いながら工事を実施し、最後に成功認定（完了検査）を行い事業が完了となります。復旧工事は基本的に災害査定の実施後に行いますが、特に必要と認められるものについては、査定を待たず実施することが可能です。

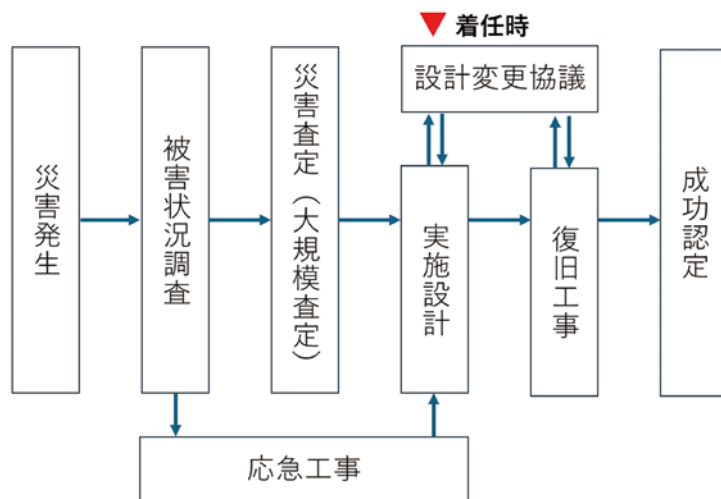
現在私が担当している業務は、このうちの設計変更協議に関することです。工事の実施に当たり査定設計書や実施設計書どおり実施することが困難な場合に、現実に即して復旧の効果をあげるように、設計書を変更する必要が生じます。特に、今回の震災は被害が大規模なため、数量は代表断面×被災延長で算出できるなどとする大規模査定方針が適用されており、多くの箇所設計変更協議が必要となる見込みです。各市町や県土木事務所から上がってくる設計変更協議資料について精査、助言し、水産庁との打合せを経たうえで、水産庁への申請手続きを行っています。

また、地盤隆起した漁港等で、復旧に際して被災した岸壁法線を前面（海側）に移す（前出しする）場合、元々泊地（海面）であった部分が減少するため、財産処分の手続きが必要となります。その資

漁港の災害復旧等

料の取りまとめ、届出手続きも併せて行っています。

このほか、市町では技術系のプロパー職員がいないため、設計、積算業務に関する問合せにも対応しています。



【災害復旧事業フロー（概要）】



【水産庁との Web 会議状況（左側が筆者）】



【執務状況（筆者）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

赴任当時は国や市町担当者との良好な関係が築けておらず、情報連携等に苦慮しました。例えば、市町の復旧事業進捗状況の把握や設計変更協議の際の市町と国とのやり取りの際に、タイムラグや精度のよい情報連携ができないなどの苦労がありました。

そこで、月1回程度、水産庁の査定官に同行して各市町と対面での打合せを行うことにしました。協議内容や進捗状況の把握のほか、県に対する質問対応等も同時に行うことで、各市町の負担軽減や業務円滑化につながっていると感じています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

技術職員が不足している市町から、実施設計書を作成する上での積算方法について問合せを受ける場合があります。これまでの都での業務で得た知識や経験を踏まえて回答するのですが、こうした時、復旧事業に貢献できているのではないかと、やりがいを感じる時があります。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後災害復旧事業が進む中で、工事発注が集中し、条件が折り合わず入札不調が増える懸念がある中で、入札参加条件の変更など国や自治体毎のソフト面での工夫について、業務をとおして垣間見ることができました。

また、狼煙漁港（珠州市）では一部国直轄で工事を行っていますが、地元のプラントでは生コンクリートの供給が追い付かないため、予め地元で説明の上、コンクリートプラント船を採用しています。防波堤や岸壁の復旧の際に、コンクリートプラント船により製造したコンクリートを用いることで、所要の品質を保ちつつ能率よく施工が進められました。

このように、災害復旧を円滑に進めるため、ソフト・ハード両面にわたり様々な対策が講じられており、今後の都政にも、災害時はもちろんのこと、通常の業務の中でも参考になる部分があるように思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私が携わっている業務は先述のとおり、設計変更協議に伴う国（水産庁）や県事務所、市町などとの調整や申請手続きです。この業務は公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等の関連法令に基づくものであり、東京都における災害復旧時の事務手続きの際にも活用できると考えています。



【CP 船見学の様子】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

漁港の災害復旧等

広瀬 宜則（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

・能登半島地震による被害状況

能登半島地震は、令和6年1月1日に能登半島地下16kmで発生したM7.6で輪島市と志賀町で最大震度7を観測し能登半島地区に甚大な被害をもたらすこととなりました。

・県内の港の被災状況

県内の9割の漁港・港湾で被害を確認（被害:72港(県17、市町55)/県内:81港）⇒外浦地域では地盤隆起、内浦地区では津波などにより港が損傷を受けました。

漁港については県内69漁港の内60港が被災し850施設が災害査定を受けています。

・災害査定の実施完了

漁港の早期復旧に向けて、令和6年3月より災害査定を実施し、令和7年2月に850施設すべて完了しました。

M7.6
最大震度7

死者 うち災害関連死131人
358人

行方不明者
3人

負傷者 重傷335人 軽傷876人
1,211人

住家被害 全壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水
84,005棟

避難者 最大
34,173人

停電 最大
39,900戸

9月3日時点 596人

9月3日時点 復旧済

携帯支障 最大
70~80%

断水 最大
110,000戸

9月3日時点 1%未満

9月3日時点 断水解消

立入が困難な一部の地区を除き、応急復旧がおおむね終了
立入困難地点については、道路啓開後原則3日以内に応急復旧予定

※建物倒壊や土砂崩れ、電気未復旧などにより早期復旧が困難な地区を除く

令和7年9月5日現在



【岸壁が前面に傾斜し使用できない】



【漁港が隆起し漁船の使用ができない】

派遣者自身が担当した業務概要

・配置になった部署

私が着任した石川県農林水産部水産課漁港漁村整備室の漁港グループは県庁内にあり、石川県職員3人と東京都港湾局からの応援職員2人、東京都総務局被災地支援課から応援職員1人の合計6人態勢で漁港関連の予算管理等の通常業務から災害復旧関係業務を受け持っていました。

石川県農林水産部水産課

- ・管理グループ
- ・企画流通グループ
- ・経営指導グループ
- ・漁業管理グループ
- ・漁港漁村整備室
- ・漁港グループ
- ・漁場グループ

・担当した業務

前年度まで査定が終了した箇所の工事を実施するにあたり、査定時に確認できなかった査定設計と実施設計において相違のある箇所を重要設計変更する必要があったことから、私たち東京都から派遣

漁港の災害復旧等

された3人の主な業務は、縣市町の工事施工担当部署と国との調整が円滑に進むように仲立ちする職務でした。

・重要設計変更（重変）とは

災害復旧事業の事業費の決定の基礎となる設計（構造、延長、施工箇所、積算等）を変更することです。事業費決定の基礎に大きな変更が生じた場合、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている重要な手続きです。



【査定官による重変箇所の確認】



【重要設計変更に関する査定官との会議】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

今回の我々が担った業務は、震災復旧工事を円滑に進めるための調整業務でした。復旧を迅速に進めるには、市町職員と県職員と国の職員が一体となって取り組むことが肝要でした。現場の職員が何を悩んでいるかを我々が汲み取り、国の担当官との調整を図り、また、制度や手続き方法について経験の少ない市町の派遣職員に分かりやすく伝える手助けをするなど、潤滑油的役割が求められました。我々は常に市町の現場担当職員に寄り添って仕事を進めるように最大限の努力をいたしました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

震災から1年半が過ぎた今年の夏は、能登の各地区の祭りが多く復活しました。地元に残っている人、地区を離れた人、ボランティアで参加する人たちが集い、地域の復興を願いながら一体となって神輿をかついでいます。その方々とお話ししていて、震災復興の支援で石川県に来ていることを話すと、とても感謝され、お礼の言葉を沢山いただきました。そのような時、復興に少しでも携われたことに喜びを感じました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

多くの都職員の派遣が感謝されています。公共インフラを復旧するには、常日頃から公共土木工事に従事している自治体の土木技術者の派遣が最も有効です。手一杯の被災地において、何をすべきかを知っているスキルを持った職員が多数必要とされるときに、東京都の取組は現地で高く評価されています。

今後も大規模災害は必ず発生します。これまでの派遣ノウハウを伝承し、即応体制が取れるような組織の充実が重要と思います。

港湾・漁港の災害復旧等

石川県

七尾港湾事務所管理課

高場 久美男

（総務局任期付職員／
派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

重要港湾として位置付けられている七尾港及び第2種（県管理）漁港の石崎漁港を管理

事務所組織

所長⇒事務次長＋技術次長⇒庶務課(4)＋管理課(9)＋建設課(3)で総勢19名

庶務課・出納事務に関すること

- ・工事の入札に関すること
- ・建設業の指導監督に関すること

管理課・港湾施設及び漁港施設の管理に関すること

- ・公有水面埋立てに関すること
- ・港湾統計及び漁港統計に関すること
- ・港湾及び漁港施設の維持修繕に関すること

建設課・港湾工事及び漁港工事の調査・企画・設計・施工・監督に関すること

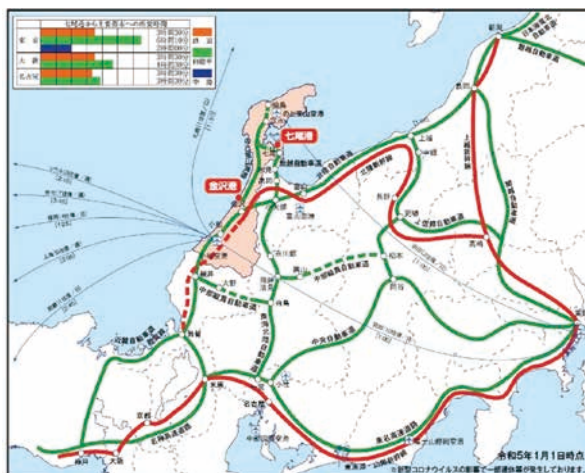
- ・用地造成等の工事に関すること
- ・市管理漁港工事に関する指導及び監督に関すること
- ・災害復旧工事に関すること

現在、能登地震に伴う災害復旧工事に関しては、管理課＋建設課で業務にあたっている。

※概要

七尾港概要

- ①港湾名 七尾港
- ②港湾区域面積 4,040ha



③主な施設等

- ・航路 外航航路：水深14m～15m 延長9,000m 幅300～560m
内航航路：水深10m～11m 延長1,700m 幅260m
- ・泊地 17ヶ所
- ・係留施設 公共：9ヶ所 民間：3ヶ所
- ・外角施設 防波堤・護岸・堤防等 計39,259m
- ・上屋・倉庫 石川県設置：5ヶ所 民間設置：17ヶ所 七尾市：2ヶ所
- ・野積場 6ヶ所
- ・公園等 4ヶ所
- ・造成用地 2ヶ所

派遣当初の状況

七尾港湾事務所は、事務所自体が被災し、隣接している運送会社の事務所ビル2階・3階を使用し業務を行っている。当事務所には私も含めて2名（もう1名は長崎県からの派遣）の派遣職員がいるが、今年度から初めて派遣職員が配置された。

七尾港湾事務所が所管する施設の内、被災した施設は全て災害査定が終了し、14地区170か所が採択されている。

派遣者自身が担当した業務概要

私が担当する業務は、派遣職員ということもあり通常業務（維持管理等）は免除され、もっぱら災害復旧事業を担当することとなり、4地区27か所を担当し、その内令和7年度内発注予定は4地区15か所となったが、工事発注前の調査（土質調査・実施設計等）等が遅れており、工事発注も予定より遅れている。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

七尾市は奥能登とは違いインフラ等整備の遅れも感じることもなく、生活する上で特段の不便を感じることはなかった。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

「今度は能登に行きます」と友人に伝えた。「気仙沼から福島そして今度は能登か。まるで災害の渡り鳥だな」と友人は言った。当然、被災地に行けば被災地復興を進めるという意味では何らかの役に立つと思うが、それ以上に私自身が被災地で経験するいろいろなことが、この年になってもまだ人生の糧となりうる貴重な経験だから「災害の渡り鳥」と言われても、行ってみたいくなる自分がそこにあった。

気仙沼でも福島でもいろいろな経験をさせてもらった。語りだせば短編小説にでもなるくらいの貴重な経験だ。今度は能登の地でどんなことが待っているのか大いに楽しみでもある。

七尾市に来て最初に途方にくれたのが住所のわかりづらさだった。グーグルマップでもタクシーに乗っても住所では目的の場所にたどり着けなかった。後で聞いて分かったことだが、住居表示が実施

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

港湾・漁港の災害復旧等

されていないのだ。そのおかげでタクシーではわけのわからないところで降ろされ、アパートの管理会社に連絡をしてやっと目的の場所にたどりつけた。やれやれであった・・・。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害と一口で言ってもいろいろな災害が想定される。自然災害・人為災害・特殊災害等様々な要因で起こりうる災害を想定して、それに備えることは大変な労力と膨大な資金が必要となるが、重要なのは災害が発生した時の初動対策と日常普段の災害に対する備えだと考えている。そのための自治防災等にもっと多くの時間と費用を確保すべきと思う。



【担当する三室地区護岸】
（被災により護岸の沈下等が確認できる）



【同じく三室地区護岸】



【担当する赤崎地区護岸】



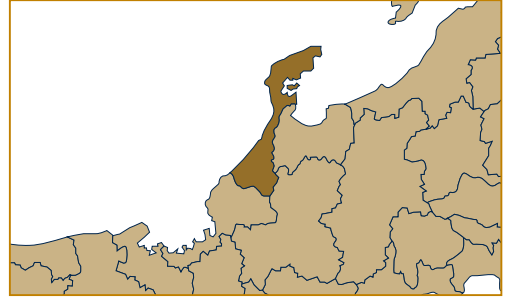
【担当する三室地区土質調査検尺立会】

石川県

土木部営繕課

中島 菜摘（財務局）

高橋 佑生（財務局）



中島 菜摘（財務局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

1. 業務の状況

私の配属は土木部営繕課で、県庁のプロパー職員30名と各県から派遣された技術職員（建築・機械・電気）で構成されております。令和6年12月で3名の派遣職員が任期を終え、1月からは10名から7名に減員されたため、1人あたりの担当案件が増えたことや年度末までに終わらせなければならない業務が多数あり、業務が立て込んでいる状況でした。業務の進捗状況としては、被災した県有建築物の設計委託は復旧方法の方針が概ね決まり、各案件の工事発注に向けて図面の作成や工事費算出、設計成果品の取りまとめなどが進行中となっております。

2. 被災地の状況

赴任してすぐ、担当案件の現場確認のため、珠洲市や輪島市、中能登町、津幡町へ行きました。被災した建物の解体工事が進んでおりましたが、未だに倒壊したままの家屋や大きくゆがんだ電柱、隆起や陥没している道路なども多数あり、震災から1年経過した今でも地震の爪跡がかなり残されていました。また、能登半島だけでなく、県庁のある金沢市内でも歩道の一部が隆起している箇所や、電柱が傾いている箇所もあり、地震被害の大きさを感じました。

1月から2月にかけては雨が続き、また、降雪も多く、10年に一度と報道された大寒波が2度訪れました。そのような気候状況のなか、担当する施設では、Exp.J（エキスパンションジョイント）が破損し壁に5センチほどの隙間ができたままの廊下など、被災時から復旧されていない箇所が多数あり、隙間風や雨漏りなどに耐えながら施設利用しなければならず、一日でも早く復旧ができるように努めなければという思いになりました。



【未だ残る倒壊した家屋@輪島市（令和7年1月）】



【解体が進んでいる様子@輪島朝市（令和7年1月）】



【破損したままの渡り廊下@珠洲市飯田高校】

県有建築物の災害復旧等

派遣者自身が担当した業務概要

1. 実施設計の監督業務

被災した建築物復旧の実実施設計を担当しました。私が担当した時期は、実施設計の終盤に差し掛かっており、実施設計の完了及び工事発注に向けて、成果品の精度を上げるよう、設計受託者と協力しながら、図面の整理や工事費の算出を行いました。

2. 災害査定を受検

2月に県立飯田高校の災害査定を受検しました。本工事は震災時に上部が折れてしまった煙突の新設や地盤沈下により^{たわ}んでしまった床へエポキシ樹脂を^{たわ}圧入し^{たわ}撓みを解消するといった復旧を行います。コストや施工性などの比較結果や現況の被災状況から復旧の必要性を文科省及び北陸財務局の査定官へ説明し、無事に査定を完了することができました。

3. 災害復旧工事の発注

災害査定が完了した案件などの工事発注を行いました。建設業では技術者の人手不足などが問題となっておりますが、石川県も例外ではなく、入札不調も発生しておりました。不調の可能性を低くするために、設備工事との一括発注や同じ建物でも新築工事と改修工事で分けて段階的に発注を行うなど、工事の発注区分や規模、工期などを石川県プロパー職員とともに検討し、工事が着実に進められるよう取り組みました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務の進め方やスケジュール感の違いなど、東京都でのやり方とは異なる点もあり、戸惑いも多かったです。やっと慣れてきたと感じた頃には異動となってしまう、3か月ごとでの交代の大変さを感じました。また、多くの案件が震災後の状況整理が終わった段階で同時期に発注されたため、ほとんど横並びで設計が進み、比較検討などできる反面、設計完了や工事発注の時期が重なり、書類の確認などが大変でした。スケジュールや優先順位を石川県プロパーの職員と確認しながら、業務が滞りなく進むように努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

震災復興に携わる機会をいただき、能登の復興に少しでも寄与できたことは、公務員としてやりがいを感じました。現場確認の際には、学生たちが元気に挨拶をしてくれて、距離の近さを感じたとともに、1日でも早く元の生活を取り戻せるよう力になりたいと強く思いました。

また、特に印象的だったのは災害復旧チーム(分室)の和やかな雰囲気です。石川県職員の統括をはじめ、各県からの派遣職員と皆で助け合いながら業務に取り組んでおり、私は年度途中からの派遣でわからないことばかりでしたが、皆さまの助けがあって乗り越えられたと思います。年度末には今年度派遣された職員約20名弱が各都道府県から石川県に集まり、これまでの復興支援への労いとこれからの能登の復興を祈願した会が開催され、チームの仲の良さを感じました。このような全国の職員との繋がりができたことが大変喜ばしく、かけがえのないものになったと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今回3か月という短い期間ではあったが、災害復旧の事業に携わり、震災後の地方自治体の対応、姿勢を学び、大変貴重な経験をさせていただきました。また、派遣期間中お世話になった石川県職員、他県からの派遣職員との様々な交流や意見交換ができたことは、とても良い刺激となり、視野が広がったと感じております。今後もここで得た経験を大切に、自らの職務に活かしていきたいと思っております。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

県有建築物の災害復旧等

高橋 佑生（財務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

土木部営繕課は、他の知事部局及び教育委員会からの依頼により県有施設の営繕業務を行っている部署になります。課の組織体制としては、企画管理グループ、建築第一・第二グループ、設備第一・第二グループ、審査指導グループに加え、能登半島地震後に設置された被災県有建築物復旧チームの6グループ・1チームで構成されています。県職員36名に、他都道府県自治体から8名の派遣職員が加わり、計44名で業務を行っています。具体的な業務内容としては、次年度予算の見積書の作成、委託業務の発注・監督業務・当初設計書作成、工事の発注、工事監理業務以降の監督員としての打合せ・協議・設計変更・竣工検査対応等を担当しています。



【他都道府県自治体からの派遣職員により主に構成された被災県有建築物復旧チーム（左から3番目が筆者）】

派遣当初の状況

4月に金沢市内に来たとき、初めは建物への被害は見当たらず道路などのインフラも問題なく機能しているように感じました。しかしそこで生活し、歩いてみると、道路や歩道の隆起、陥没など支障がないように復旧はしているが、確かな被災の跡がまだ残っていることに気づきました。

着任からしばらくして特に被害が大きかった輪島市の施設の現地調査へ向かいました。能登半島



【輪島市街地：公費解体が進み空き地が散見される】
（令和7年6月12日撮影）

県有建築物の災害復旧等

の先端に近い輪島市などへは高速道路で行くことになり、その道中では車線を制限しての工事があちこちで行われていました。市内へ着くと、1年以上かけて行われている被災建物の公費解体がかなり進み、更地となった敷地が多く見られ、地震発生当初にニュースで見た景色とはまた大きく変化していました。建っている建物は減りましたが、ショッピングモール内に移転した輪島朝市などの市民の方々が集まれる場所は活気が戻り始めているのを感じました。

派遣者自身が担当した業務概要

主に派遣職員で構成される被災県有建築物復旧チームでは能登半島地震で被害を受けた施設の災害復旧に係る営繕業務全般を行っています。私は各部局から依頼のあった6件の県有施設について担当しました。昨年度に進めていた、復旧工事の方針を決めるための実施設計がまとまってきたタイミングの引継ぎだったため、成果品のチェックや工事の発注から業務がスタートしました。国からの補助金をもらうための災害査定を受検や次年度予算要求資料の作成、工事としては珠洲市の飯田高校、輪島市の輪島漆芸技術研修所の災害復旧工事を契約し、監督員として現地での打合せや立ち合い確認を行いました。輪島市や珠洲市など遠隔地が多かったため、必要に応じて定例会議をオンライン開催にすることで効率的に業務を進めることができました。



【飯田高校：廊下の床割れ被害状況】



【飯田高校：教室棟外観（令和7年4月30日撮影）】



【飯田高校：外壁クラック補修状況（令和7年9月5日撮影）】



【輪島漆芸技術研修所：工事状況の確認】

県有建築物の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

工事や設計委託の発注や監督員業務は派遣元部署でも行っていたため経験を活かして順調に進められるかと思っていましたが、主に下記の2点で苦勞しました。

① 発注等の事務処理の方法

前年度で設計がおおよそまとまっていたとはいえ、図面や特記仕様書、内訳書の内容は発注前に自分で確認する必要があり最初は石川県の積算や事務処理のルールに戸惑うことがありました。地震により工事を受注する地元業者が減ってしまっているため、契約に繋がるように時期や工事規模を考えて発注することも初めての経験でした。プロパー職員の方にルールを丁寧に教えていただき、同じ派遣期間の職員同士で教え合うことで協力して業務を進めました。

② 通常改修工事と災害復旧工事の違い

被災現場は手元や足元、頭上までどこに危険が潜んでいるか分からないため、現場調査は常に注意しながら少しずつしか行うことができませんでした。派遣元では都有施設の改修工事を担当していましたが、耐用年数を過ぎたものを基準に沿って更新するのではなく、被害に合わせて基準を設定しつつも臨機応変に方針を決める必要があり、もっと基準等の勉強が必要だと考えさせられました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

どの施設も大きな被害を受けて使い勝手が悪くなっている中で過ごしているにも関わらず、学校の先生や生徒さんは笑顔で元気に挨拶してくださり、我々も少しでも早期に工事を進めようというモチベーションをもらえました。また、施設管理者の方は工事工程の調整にとっても協力的で、工事を円滑に進めることができ、仕事にも熱が入りました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

前任から地震発生間もない時の壊滅的な状況を聞いていたので、1年3か月経った現地の復興のスピード感が想像を越えていて、石川県知事をはじめとする災害復興体制を整える速さに感動しました。派遣職員が来ても、受け入れて必要な教育ができる体制まで整っていないと効率的に復興を進めることができないことを身をもって学んだので、日ごろから有事に備えて勉強し、業務に取り組むことが必要だと感じました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県の災害復旧工事の最も大きな課題であると考えたことが、工事業者の不足です。被災したことにより地元業者は発災前ほど多くの工事を受注できず下請け業者も減っており、県有施設以外にも復興する箇所が多すぎてなかなか契約までつながらない、という話をプロパー職員より聞きました。そこで石川県では県外業者の宿泊費等を支払うための算定方法等を設定して、新たに特記仕様書に盛り込んでいました。派遣職員だけでなく工事業者も受け入れ、きちんと保証する体制が必要であり、発災後のスピードを重視した復旧には臨機応変な基準の見直し体制も必要であると感じました。

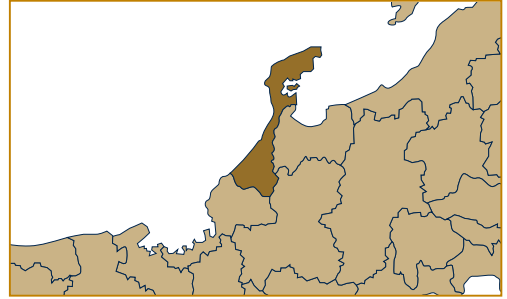
石川県

土木部建築住宅課

田村 仁（住宅政策本部）

片山 湧（都市整備局）

菅野 和太郎（住宅政策本部）



田村 仁（住宅政策本部／派遣期間：令和6年12月1日～令和6年12月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県は北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島とあって日本海に突出しています。地形は、南西から北東に向かって細長く、東西100km南北200km、海岸線は約580kmの延長を有し、現在金沢市をはじめ11市8町の計19市町からなっています。

石川の魅力は、自然と文化の調和であり、南は白山国立公園を源に発する手取川による肥よくな加賀平野、北は日本海に突き出た能登半島。県都金沢は日本でも有数の城下町で、歴史の面影を残す一方、近代的な街づくりも進んでいます。



派遣先課では、通常業務として県営住宅の管理、公営住宅法に基づく住宅の建設、建て替え及び改善、民間住宅の改善及び指導、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進、バリアフリー社会の推進、住宅の耐震改修の促進、建築基準法、市街地再開発事業、都市計画法、住環境整備事業、建築物の耐震改修の促進、建築士法、建築動態統計調査、宅地建物取引業法など多岐にわたっています。

応急仮設住宅建設チームは、建築住宅課分室に設置され、県職員とともに『一日でも早く、一戸でも多く！』をスローガンとして、日々一生懸命に計画実行を行いました。

災害公営住宅の建設支援等

派遣当初の状況

令和6年1月1日、石川県能登半島を中心に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震。そして、同年9月21日、奥能登に再び大規模な被害をもたらした令和6年奥能登豪雨。

地震から1年も経たずに能登半島は地震と豪雨の複合災害に見舞われました。このため、交通網の寸断やインフラの復旧遅れ、資材調達の困難、寒冷地特有の気候条件への対応、住民の安全確保など応急仮設住宅の建設には多くの困難が伴いましたが、これらの困難を乗り越え、石川県は迅速に仮設住宅を整備し、被災者の生活再建を支援するため、令和6年内に仮設住宅の計画戸数完了に向けたラストスパートの時期でした。

派遣者自身が担当した業務概要

応急仮設住宅の整備方針として、

- ・従来型応急仮設住宅
- ・まちづくり型応急仮設住宅
- ・ふるさと回帰型応急仮設住宅があり、計画戸数（6,882戸）の建設を遂行するため、建築住宅課分室の応急仮設住宅建設チームに派遣され、市町班、積算班、建設班と3班のうち積算班での役目を拝命しました。

令和6年12月の1か月間という任期での派遣でもあり応急仮設建設計画の最終月でしたので、建設業者等から提出される見積のチェック業務とあわせて、これまでの仮設建築物の延長手続き申請業務が主たるものでした。基本的には県庁での内勤ですが、現場に同行して検査補助も行いました。

	従来型	まちづくり型（熊本モデル）	ふるさと回帰型（石川モデル）
目的	迅速かつ大量に供給し、避難所生活を早期解消	里山里海景観に配慮した新たなまちを整備	地元集落を離れ、みなし仮設等で生活する被災者がふるさとに回帰
構造	プレハブ	木造（長屋）	木造（戸建風）

【知事記者会見（令和6年2月1日）資料】



【知事記者会見（令和6年12月26日）資料】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

まずは、土地勘がないので、「地名が読めない。」「位置がわからない。」からはじまり、太平洋側と違って日常的な雨、雷と日本海側の天候の悪さに驚きました。乾燥注意報はほぼないので、扉の開閉時にドアノブからバチッ!となるものは気にしなくてよい事は気が楽でした。それはさておき、積算、申請業務では業者から上がってくる見積書や申請書をチェックしますが、県担当からの指摘にばらつきがでないようにと前任の方々が作成したチェックリストを活用して、なるべくシステマチックに行うことを心掛けました。また、スケジュール管理においては、建設業者等から必要書類が中々提出されず、催促電話の日々が任期最後まで続きましたが、間に合わないものもあり、置き土産を残してしまい申し訳なかったです。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

能登方面への現場視察の際に昼食のため立ち寄ったお寿司屋さんで、せっかくなので地場名物の「のどぐろ」の握りを注文したのですが、品切れとのこと。お隣で同じく昼食中のお二人の方が、「名物

で高級なもんは全部築地（現在は豊洲かと）行ってるもんな」と笑い話をしているのが耳に入り、こっそりと上着のイチョウマークを手で隠したくなりました。気を取り直し応援消費もかねて、ランチメニューに加えて令和6年初の寒ブリにぎりを美味しく頂きました。帰日には、ズワイガニ3杯を自宅へクール配送し、正月に美味しくカニ三昧もさせていただきました。

がれき処分もままならない中で、復興にはまだまだ時間が掛かると感じつつも、行く先々のお店では、笑い声も聞こえ徐々に明るさを取り戻していると感じ、これからもできる応援をしようと思います。令和7年は県民のみなさんの笑顔の多い年になることを祈念いたします。



今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都では、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を進めるため、「東京都地域防災計画」及び「東京都震災復興マニュアル」を策定しています。その中で特に発災後早期に迅速な対応が求められる応急対策については、平時からの事前準備が重要と考え、関係団体との事前協定の締結、他県・区市町村との情報連絡会の開催及び応急仮設住宅等の住宅供給等に係る事務手続の訓練や啓発の取組を行っていますが、職業柄、人事異動が多くと持ち場での役割を明確にし、迅速な対応がとれるよう日頃の訓練を怠らないようにしていく必要があると思います。

また、今回の石川県をはじめ、これまで支援業務や応急危険度判定などで赴任した自治体（宮城県、熊本市）においては、自らが被災しながらも受け入れを丁寧に行っていただきました。都で災害時は多くの支援を必要としますので、支援元へ迅速かつ正確な情報提供に加えて、業務効率化のために日ごろの改善などで得たことの活用などを検討しつつ、負担軽減のため効率的な支援活動ができるようにすべきと考えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

現所属では、住宅政策全般を所管しており、官民を問わず各セクションで災害時の対策事業を行っていますが、老朽化、耐震化、空き家、高齢化、子育てなどハード、ソフト両面の問題を多く抱えています。

直下地震などの災害は、いつ起きてもおかしくなく、今回の能登半島地震と奥能登豪雨のようにこれらが複合的に発生するリスクもあります。こうした中であっても施策の見直しと強化を図り、強靱で持続可能な都市を目指していくことが我々の使命と強く再認識しました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

災害公営住宅の建設支援等

片山 湧（都市整備局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の被災者向けの仮設住宅の建設は令和6年12月末までに全て完了しており、9月に発生した奥能登豪雨のための仮設住宅を令和7年3月末までを目標に建設している。また、追加要望のあった集会施設の建設や、外灯の追加設置工事などを進めている。

県職員4名、年度初めからの中長期派遣職員5名と私、2週間毎に交代する短期派遣職員6名で、仮設住宅の建設等に関する職務を行っている。

派遣者自身が担当した業務概要

○集会施設の建設の進捗管理等

集会施設は、20戸以上50戸未満の団地に40㎡程度の談話室、50戸以上の団地には90㎡程度の集会所を設置することを基本としている。団地周辺にある既存のコミュニティ施設等の状況を考慮しながら設置場所を検討する。団地と集会施設は同時に整備をするのが基本だが、集会施設の追加要望があり、私が派遣された際、2つの団地で集会施設のみが建設中であったため、工事の進捗状況の確認、市町との連絡調整などを行った。1月末までに完成することができ、完成検査、完成図書の整理、各契約手続きのための書類作成などを行った。



【集会施設（談話室）の完成検査の様子】

○維持管理に関する市町からの問合せ対応

仮設住宅完成後、運営・維持管理を担当する市町からの要望や費用に関する相談に対応した。相談内容としてはバリアフリー、外灯など安心して生活するための設備、ゴミや害獣対策などの衛生に対する配慮、雪や暴風などの気候対策に関する事などがあつた。

○仮設許可の作成・申請

建築基準法では、応急仮設建築物を存続させるためには建築完了後3か月以内に特定行政庁の許可を得る必要がある。全団地分を敷地ごとに申請する必要があることから、提出未了であった団地分を、施工業者と必要図書を調整し申請した。

○工事見積・積算の確認

施工業者から提出された建設費用等の見積・積算について、図面や仕様と照らし合わせ、材料、数量、金額などに誤りがないか確認した。

○短期派遣職員の派遣元からの問合せ対応、短期派遣職員に対するガイダンス

短期派遣職員の派遣元から、現地の気候、服装、業務内容などについての問合せがあり対応した。派遣初日には、仮設住宅の建設状況や担当業務についてのガイダンスを行った。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

今年は数年に1度の寒波が到来し積雪が多く、施工業者や資材が遠方からきているために、計画通りの工程で工事が進められないことがあった。維持管理対応や見積確認では、建築だけでなく、電機や機械に関する内容も多くあり、これまでに経験したことがない幅広い知識が求められた。資材の相場感、遠隔地である特殊事情、工法・工程なども把握する必要があり苦勞した。建築営繕や復旧復興業務の経験のある中長期派遣職員の方に相談しながら、何とか対応できた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

現場確認に行った際、「仮設だと思って建設を行うな。」（正確な文言ではないが）というスローガンが掲げられており、工期や、職人確保が厳しい中でも、施工業者がプライドをもって建設されていることを感じた。

建築住宅課では、避難所等で過ごされてきた被災者が、快適に住むことのできる住居を提供するため、コミュニティ等にも配慮しながら、「一日でも早く、一戸でも多く」をスローガンに、仮設住宅の建設を進めてきた。目標としていた令和7年3月末までの建設を無事完了し、被災者の一旦の仮の住まいを確保することができた。これからは、恒久的な住まいの再建など、復興に関する取組みに移行することができる。微力ながら、被災者の生活にとって重要な住まいにかかる部分で、派遣職員、技術職としての役割を果たすことができ、うれしかった。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が携わったのは仮設住宅建設の終盤であったが、初期の検証などをみると、誰が、どこに、どれだけ、どのような仮設住宅を建設するかということは、単純なことのように思えて、実際に行うのは難しい問題であった。整備手法や、構造（トレーラーハウス、プレハブ、木造等）にそれぞれメリットとデメリットがあり、事前に具体的な検討を行っておくことが重要である。

運営・維持管理の部分では、被災前の住宅と、仮設住宅での住み方の違い等に戸惑った方もおられたため、入居前に説明等ができればよかったと思う。高齢の方の入居割合が多かったこともあり、福祉部門等との緊密な連携も重要であった。3か月という短い期間ではあったが、災害対応に関する様々な経験をすることができた。この経験を今後の都の職務でも活かしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

県では多くの派遣職員が職務を行っており、派遣の期間も様々である。職員が交代しても業務を継続して行うことができるよう、わかりやすいマニュアル等が整備され、適切に引継が行われていた。

都においても、職員一人一人が具体的な災害対応業務を認識し、オール都庁で復旧復興に臨める体制づくりを行うとともに、大規模災害に備え、派遣職員等を効率的に受入れ、職務に集中できる環境を構築しておくことが大切であると思う。また、都が継続的に災害派遣協力に応じることは、被災自治体のためになるのはもちろんのこと、都職員の災害対応力向上のためにも重要だと思った。

菅野 和太郎（住宅政策本部／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県土木部建築住宅課は、県民の住環境の向上と安全確保を目的に、以下のような幅広い事業を展開しています。

■ 主な事業概要

1. 災害対応・復興支援

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に伴う住宅支援（応急修理、仮設住宅の供与、施工者情報提供など）
被災宅地の復旧支援、住宅再建に向けた制度整備
応急危険度判定や耐震診断の推進

2. 住宅政策・管理

県営住宅の整備・管理
家賃制度、指定管理者の選定、中期経営目標の策定
住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）
高齢者・障害者・子育て世帯向け住宅の供給促進

3. 建築関連法規の運用

建築基準法、建築士法、都市計画法、バリアフリー法などに基づく審査・認定
長期優良住宅、低炭素建築物、省エネ建築物の認定業務

4. 住生活・まちづくり計画

石川県住生活基本計画、住宅マスタープラン、地域住宅計画の策定・推進
社会資本総合整備計画との連携

5. 空き家対策・耐震化促進

空き家の利活用・除却支援
木造住宅の耐震診断・改修支援
ブロック塀等の安全点検・補助制度

6. 宅地建物取引業関連業務

宅建業者の登録・指導、資格試験の実施
住宅瑕疵担保履行法に基づく届出・様式提供

■ 建築住宅課の組織構成

組織の構成は以下のようになっています。

グループ名	主な業務内容
住宅管理グループ	県営住宅の管理
住宅政策グループ	公営住宅の建設・改善、市町営住宅の指導
住まいづくりグループ	民間住宅の改善指導、高齢者向け住宅、バリアフリー、耐震改修、省エネ住宅、長期優良住宅、低炭素建築物など
まちづくりグループ	建築基準法（集団規定）、市街地再開発、都市計画法、宅地開発、防災街区整備、優良住宅認定など
建築行政グループ	建築基準法（単体規定）、建築士法、建築統計、宅建業法、住宅金融支援機構、建設リサイクル法、瑕疵担保履行法、応急危険度判定など

上記の組織を合わせて34人で構成されています。このうち課長級が5人で構成されています。このうち私は、住宅政策グループに配属されています。

派遣当初の状況

応急修理制度については、震災から1か月以内に17市町で速やかに制度窓口が設置されています。年度当初までの合計申請件数は1万2000件弱です。また、災害復興住宅については、敷地の選定から検討している案件が大半でした。

派遣者自身が担当した業務概要

私の担当は、当初、「建設型応急仮設住宅の維持管理・災害公営住宅建築支援」でしたが、年度途中より、応急修理制度に関する業務を担当しました。

応急修理制度については、震災直後の令和6年1月から事業を開始しています。

応急修理制度の概要についてですが、住家の損害規模が準半壊以上の住家について生活再建を速やかに実現するため工事費を支援する制度として実施しています。損害を受けたままでは生活できない居間や水回りの損害について、30万円から70万円程度の工事費支援を行います。

具体的な窓口受付は石川県内の珠洲や輪島を含む奥能登17市町が実施しており、県庁の役割は、制度の質疑応答や、国への質疑や制度の期間等の変更等調整業務を行っております。その他、事業の件数の取りまとめや国への報告を行っております。

年度途中において、応急修理制度の実施率が6月末時点でおおむね50%となりました。これについて、すべての被災対象者への制度の利活用を促す意思決定がなされました。

このため、残りの制度利用対象者について、意向調査を実施することが決定しました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

上記意向調査の実施をうけ、まずは制度をまだ実施していない方たちの全数の所在場所を明らかにする必要がありました。そこで各市町にお願いして罹災証明の一覧名簿を受領しました。そのうえで公費解体リスト、自費解体リスト、応急修理実施対象リストを受領し、これらを罹災証明リストから差し引くことで、制度利用対象者を抽出しました。この部分について私自ら作業を行っており、個人情報であることから慎重にならなければならないこと、建築業とかなり離れた作業であること、作業に時間がかかること、期限がなるべく10月までに意向調査の送付から取りまとめを行うなど急ぎであ

災害公営住宅の建設支援等

ることなど苦労しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

意向調査に伴い住民からの苦情、相談も多々あり、それらの対応に神経を使うこともありました。

そうした中でも、応急修理を辞退した人からも県庁の当該制度への感謝の言葉がつつられたお手紙を頂戴することもあり、業務への取組への努力が報われる思いがしました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

意向調査についてはこうした手順が速やかにできるチームが組める組織を想定しておいたほうがいいかもしれません。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

応急修理制度の利用率について、どのぐらいの利用率がプラトリー状態なのか、どんな理由で制度を利用しないのかなど平時から取りまとめて、効率的に業務が進むよう人員の手配など最適解を意識した災害前の事前対策を持つことが望ましいと思います。

本制度を運用するにあたり応急修理制度の利用率について、行政、組織の思いとして意思決定者としても、今般の震災に伴いご苦労されている方すべてに支援が届くよう利用率を100%に達成させたいという考えがあります。

そうした結果をもって、サービスの対象外の方々である住民にもお伝えして安心してもらうこともまた、行政の重要な役割かと思えますし、すべての住民に納得と安心感を与える成果となろうかと思えます。

そうした中で、今回意向調査などを中心に、様々な被災者の背中を押してあげるような施策を実施することで利用率を上げようという施策が今回の施策に該当することと思えます。

しかし、被災地においては人的なリソースも限られる中、行政サービスの受け手も高齢化しているなか時間は刻々と過ぎており、中途お亡くなりになる方もいるなど時間的な制約も深刻です。

いっぽう、これまでの震災の様々な応急修理制度をはじめとする支援をみても、心苦しくもありませんが、統計的に100%行き届いたという結果はこれまでにありません。

これには様々な理由があろうかと思えます。

こうしたことを踏まえると、被災地という人的にも、時間的にも過酷な状況が想定される中で、人的、物質的などすべてのリソースを最適に分配する必要があるような状況に対応しなければなりません。

冷厳なようにもとらえられかねませんが、そうした状況で支援の結果を追い求めすぎて、効率を失い、ほかに必要な支援が滞ることがないよう、過大な成果を設定しないよう、目標値のようなものを住民との合意のもとあらかじめ決めていくことは重要なことではないかと思いました。

そのためにも、これまでの被災地における行政サービスの達成率を分析し、どうしてそのような数値になったのかを公表し、広く周知して、平時から住民の同意を得ておくことが重要かと思えます。

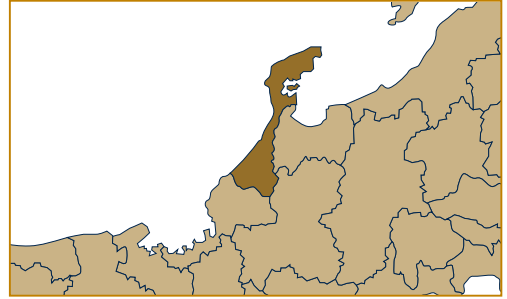
また、達成率を向上させるためにはどのような体制を平時に整えるべきかを協議して、行政の組織体制を向上させる必要があることは両輪として存在する必要があると、当然に必要な前段となろうかと思えます。

石川県

中能登土木総合事務所維持管理課

中野 陽介（建設局）

井上 寛人（建設局）



中野 陽介（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

私が派遣された中能登土木総合事務所の周辺は、主要道路やライフライン等を問題なく利用できる状況でした。近隣のスーパーマーケットや飲食店、銭湯等も営業しており、派遣先での生活に不便は感じませんでした。

一方、市内には撤去中の被災家屋や休業中の飲食店も多く見られました。道路は、通行はできるものの、路面のひび割れやがたつきが残っており、復旧は道半ばという状況でした。



【歩道のひび割れ状況（七尾市内）】

派遣者自身が担当した業務概要

○工事発注用図書作成

中能登土木総合事務所では令和6年12月で災害査定への対応が完了しており、着任した時点では復旧工事の発注が本格化している状況でした。私は道路の災害復旧工事の発注用図書作成業務を担当し、災害査定時に作成された設計書の精査や、発注用の図面、設計書、仕様書等の作成を行いました。

慣れない図面作成ソフトや設計書作成システムの操作に苦労しましたが、周囲の職員と協力しながら業務を進めました。

○工事監督

発注後、無事契約となった道路災害復旧工事の工事監督業務を担当しました。工事受注者との施工方法の確認や、隣接する区間の道路工事、沿道商業施設の復旧工事との工程調整等を行いました。



【工事現場状況】



【工事施工状況】

道路の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

担当した工事のひとつに、七尾駅から道の駅能登食祭市場までをつなぐ道路の舗装工事がありました。この道路は令和7年5月に1年ぶりの開催となる青柏祭曳山行事の会場となっており、早期の工事完了を目指していました。

工期中、雪が続いたために施工の中断や除雪作業が必要になったり、限られた作業日にも、道路の掘削中に不明な埋設物が見つかり作業の中断を余儀なくされたりといった事態が発生し苦労しました。工事受注者や石川県職員の上司、地元市等と都度迅速に確認しながら対応し、行事の開催までに施工を完了する目処をつけることができました。



【道の駅能登食祭市場】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

担当した工事の現場で、沿道の方から道路が歩きやすくなってうれしいと感謝されたことが印象に残っています。微力ながら復旧の一部を担うことができたのだと実感し、やりがいを感じました。



【施工前】



【施工後（仮復旧）】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

派遣先での業務は石川県の職員だけでなく、他県からの派遣職員とも一丸となり協力して進めました。また、工事受注者に話を聞くと、多くの作業員に県外からきてもらって工事を進めているとのことでした。各地から様々な方が集まり協力し、復旧、復興が進められていることを実感し、自身もその一部に加わる経験ができたことをありがたく感じました。派遣業務で得たつながりや経験を大切に、今後の都政に活かしたいと思えます。

井上 寛人（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

中能登土木総合事務所は、能登半島中央部の七尾市に位置し、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の2市3町を管轄している。管内の総面積は847.86km²（東京都23区の総面積が626.7km²）で、石川県全体の約20%を占め、人口は約10.9万人と県人口の約10%に相当する。事務所組織は、庶務課、用地課、維持管理課、道路建設課、河川砂防課、建築課および羽咋土木事務所、のと里山海道課で構成されており約100名の職員が在籍している。

私の配属された維持管理課では、道路の維持・補修工事や占用申請対応などの道路維持管理業務に加え、現在は道路に関する災害復旧業務も担当している。人員構成は、プロパー職員9名、長野県からの派遣職員1名、そして私を含めた計11名である。管内は広いものの、限られた人員で業務を遂行している状況である。



道路の災害復旧等

派遣当初の状況

私が赴任した令和7年4月時点では、震災からの復旧が進んでいるものの、街にはまだ地震の爪痕が残っていた。公費解体を待つ家屋が点在し、道路は応急的に復旧されており、車両の通行には支障はないが、舗装の継ぎ目や仮復旧の跡が目立つ。美術館など一部の公共施設は休館中であり、行政は限られた人員で広範囲の対応にあたっている。一方、スーパーや飲食店は通常営業しており、生活面では大きな不便は感じられない。街の機能は回復しつつあるが、完全な復興にはなお時間を要する状況である。

派遣者自身が担当した業務概要

主な業務は、道路の災害復旧工事における工事監督、設計変更、完了検査、発注図書の作成など、復旧事業の各段階における技術支援である。工事の内容としては舗装工事が主なものであった。工事の発注にあたっては、災害査定で決定された図面や数量に誤りがないかを確認した上で、現場調査を実施した。現地の状況と査定内容との整合性を確認し、工法に問題がないかを検討しながら、実施設計を行った。



【舗装補修前 横断水路前後に段差が発生したため擦り付けられている R7.4】



【横断水路部に段差が無くなるよう勾配を検討しながら舗装の補修を行った R7.10】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣先では、使用されているCADソフトや積算システムが東京都で使用しているものと異なり、操作方法や仕様の違いに戸惑う場面が多かった。特に積算システムについては、石川県において昨年度に新システムへの移行が行われたばかりであり、業務上、旧システムと新システムの両方を理解・活用する必要があったため、習得には時間と労力を要した。

また、災害復旧費を活用した事業に携わるのは初めてであり、工事変更の可否を判断する際などには、従来の技術的な観点に加え、国庫負担法に基づく適正性の判断が求められた。この点については、石川県職員の助言を受けながら、過去の事例や災害手帳を参照し、制度的な理解を深めることで対応した。

業務遂行にあたっては、東京都での経験を活かしつつ、現地の制度や運用に柔軟に適應することを心がけた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

私が担当した業務の一つに、一般県道七尾港線における災害復旧工事がある。七尾港線は、七尾市の中心部と七尾港湾地域を結ぶ重要な道路であり、地域の交通・経済活動を支える基幹インフラである。特に、毎年5月に開催される「青柏祭」では、巨大な山車（でか山）が七尾港線を練り歩くため、この路線は祭りの舞台としても重要な役割を担っている。地域の人々にとって「青柏祭」は、七尾の伝統と誇りを象徴する行事であり、七尾港線の復旧は、「青柏祭」の安全かつ円滑な開催に欠かせないものである。

この復旧事業は、鹿児島県職員と東京都職員がそれぞれ3工区ずつ分担し、バトンをつなぎながら進めてきた。前任の東京都職員や鹿児島県職員、そして工事業者の皆さんが一丸となって、限られた時間の中で懸命に作業を進めてくださったおかげで、私が中能登土木総合事務所に赴任した時点では、工事はほぼ完了しており、私の主な業務は、工事を進めていく上で発生した設計変更等の事務処理と検査等完了に伴う事務処理であった。

そして迎えた「青柏祭」当日。私は実際に祭りに参加し、復旧した七尾港線を堂々と進む山車の姿を目にした。沿道には多くの人々が集まり、久しぶりの祭りを心から楽しむ様子があふれていた。その光景を見て、自分が微力ながらもこの災害復旧事業に携わることができたことに深い喜びと誇りを感じた。

復旧したインフラが地域の文化や日常を支えていることを実感し、土木技術者としての使命を改めて認識する機会となった。



【「青柏祭」名物のでか山 高さは12mもある（R7.5）】



【七尾港線 クラック・段差発生状況（R6.3）】



【「青柏祭」開催状況（R7.5）】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路の災害復旧等

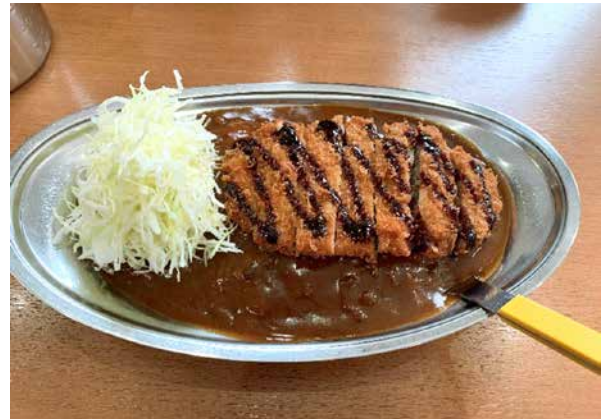
今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の災害派遣業務を通じて、道路の災害復旧における現場の課題を肌で感じる良い機会となった。特に、建設業者の人手不足、アスファルト舗の処分場逼迫といった問題は、復旧工事の進捗に大きな影響を及ぼしていた。建設業者のマンパワー不足は、工事の発注時期や施工体制の調整において大きな制約となった。限られた人員の中で複数の工事を同時に進めることは困難であり、施工の優先順位や発注のタイミングを慎重に見極める必要があった。また、アスファルト舗の処分場が逼迫している状況では、既設舗装の撤去に伴う廃材処理が課題となり、施工計画の見直しを余儀なくされることもあった。これらの課題は、東京都においても大規模災害が発生した際に直面する可能性が高いと感じた。

また、設計変更現地相談会において査定官との直接のやりとりや他職員の協議を傍聴する機会を得た。これらの経験を通じて、国庫負担法に基づく判断が実務においてどのように行われているのかについて、より具体的な理解を深めることができた。法令の条文だけでは把握しきれない、現場での柔軟な対応や判断の背景にある考え方を学ぶことができた点は、非常に有意義であった。



【現場の施工状況を他職員に説明】



【金沢カレーの元祖 チャンピオンカレー】

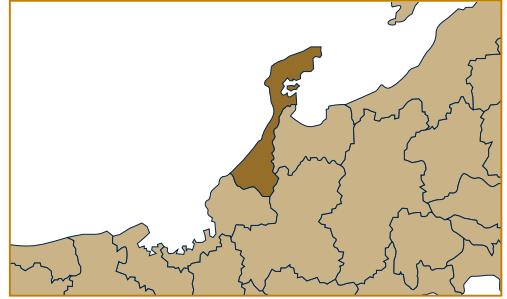
石川県

中能登土木総合事務所河川砂防課

坂本 結衣（建設局）

松澤 公俊（建設局）

山内 道明（総務局任期付職員）



坂本 結衣（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

派遣先である中能登土木総合事務所は、石川県の七尾市に位置しています。住居から事務所までは徒歩で約20分、自転車で約10分の距離で、主要道路やライフライン等は一通り利用できる状況でした。周辺のスーパーや飲食店等も通常通り営業しており、生活面でも不便はありませんでした。最寄り駅は七尾駅で、JRとのと鉄道も通常運転しており、休日には電車を利用して様々な場所に訪問しました。一見すると、日常を取り戻している様に思えますが、倒壊した家屋があったり、仮設住宅に住む住民の方々がいたり、仮設店舗で営業する店舗があったりと、まだまだ震災の爪痕が残っている状況でした。



【解体が進む倒壊家屋】



【仮設店舗で営業するカフェ】
（ホットケーキがおいしい）

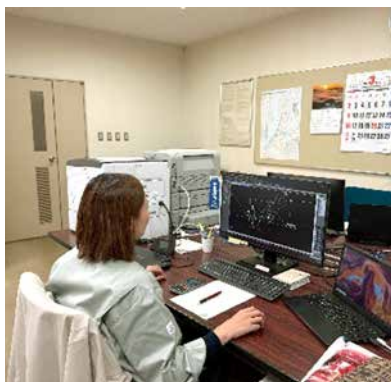
派遣者自身が担当した業務概要

能登半島地震に伴う河川の災害査定は既に完了（令和6年8月）していたため、次年度以降の河川工事発注へ向けた図面・数量作成業務と、契約した河川工事の監督業務を担当しました。

図面・数量作成業務では西谷内川（にしやちがわ）を担当し、崩壊箇所をブロック積護岸で復旧するという内容で、図面作成ソフト（CADまたはV-nas）を用いて直営で図面・数量を作成しました。監督業務では笠師川（かさしがわ）を担当し、現場で受注者と立ち合い、随時確認を行いました。特に図面・数量作成業務では、図面作成ソフトを使用した経験が無い中で最初は手探り状態でしたが、石川県職員のフォローのおかげで何とか仕上げる事が出来ました。また、査定時の写真だけでは分からないことも多く、実際に現場を見て確認しながら作成を進めました。

道路の災害査定も既に完了（令和6年12月）しており、道路班も同様に業務を進めていました。

河川の災害復旧等



【図面作成】



【現場確認（西谷内川）】



【監督業務（笠師川）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣初週からさっそく日本海側を中心に大雪となり、週末には七尾市に「顕著な大雪に関する情報」が発表されました。2月はほとんど雪が降っており、雪の中での徒歩出勤や現場確認は苦労しました。

作業中の現場にも雪が積もり、作業の中断や、除雪作業の発生など、影響が出ていました。石川県職員は道路状況の確認や除雪指示を行うため、交代で夜間待機を行っていました。雪の中での生活に不安を抱きつつ、関東育ちの私はあまり見られない雪に嬉しさもあり、昼休みには雪だるまや、かまくらを作り、日本海側の冬を堪能しました。



【雪だるま】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

ご近所さんや、飲食店の店員さんなど、地元の方々から声をかけていただき、とてもあたたかい街だと感じました。東京から派遣で来ていることを話すと、口を揃えて「ありがとう」「またいつでも来てね」とあたたかい言葉をかけてくれ、復興のために全力で頑張ろうと改めて思いました。また、能登半島地震・奥能登豪雨から休む間も無く、体力的にも精神的にも厳しい状況の中で、前向きに、着実に、業務に取り組む石川県職員の働く姿勢から強さを学びました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県職員を始め、長野県・鹿児島県から派遣されている方々とも交流を深め、各自治体での事業や取組について話を聞くことが出来、自身の見分を広めることができました。派遣中に築いた繋がりを大切に、今後の都政にも活かしていきたいと思えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害発生後、どのように取り組んでいけば良いのか、石川県職員と共に働く中で学ぶことが出来ました。この経験から得たことを積極的に発信し、東京都が更に災害に強い都市となるための一助になればと思っています。また、あたたかい人、綺麗な景色、美味しい食べ物など、魅力が詰まった石川県に今後も心を寄せ続けたいと思います。



【のとじま水族館】
新たに仲間入りしたジンベエザメのモモちゃん!



【和倉温泉 総湯】
露天風呂、サウナまである日帰り共同浴場!



【千里浜砂像】
車も走れる千里浜の細かい砂でできた巨大サンドアート!

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等

松澤 公俊（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要

組織の規模

石川県中能登土木総合事務所は、能登半島中央部の南北約50kmに及ぶ地域を管轄しています。そのなかで河川砂防課は、二級河川57河川273.2km、海岸保全指定区域6箇所、地すべり防止区域19箇所、急傾斜地崩壊危険区域88箇所、砂防指定地127箇所、地方港湾として滝港及び福浦港、第4種漁港として富来漁港を管理しています。



主な業務内容

- ・流域治水の推進

近年の集中豪雨により従来の治水対策では対応が困難となっているため、流域全体の関係機関が一体となって取り組む「流域治水」を推進しています。

被災履歴や人家連担などから甚大な被害が想定される県管理の15河川を重点に拡幅工事や樋門整備を行い、堆積傾向のある約160河川の計画的な土砂除去や、舗装等による堤防強化などを実施しています。



【拡幅工事の事例】



【堆積土砂除去の事例】

- ・海岸保全対策（千里浜再生プロジェクト）

日本で唯一、車で走行できる砂浜海岸「千里浜なぎさドライブウェイ」が、近年浸食により砂浜幅が狭くなっていることから保全対策に取り組んでいます。

人工リーフの設置や浚渫（※）砂の海上投入といったハード対策、地元と協力したイベントやPR活動などのソフト対策を行っています。

（※）川底の土砂を取り除くこと。



【人工リーフの設置】



【砂の海上投入】



【千里浜海岸ものしり教室】

- ・令和6年能登半島地震、奥能登豪雨への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では県管理の88河川が被災しました。さらに同年9月21日の豪雨では28河川が氾濫し、38河川で流木・土砂堆積や護岸崩壊等が発生しました。これらの復旧について、石川県創造的復興プランに基づき令和10年度末の完了を目指して取り組んでいます

派遣当初の状況

職場の雰囲気として、派遣前は激務を想像しており、妻と3人の幼い子どもたちを残して馬車馬のように働いて働いて働く覚悟で能登に乗り込みましたが、実態は落ち着いた職場環境でした。超勤は多くても27時間/月、少ないと3時間/月程度で、東京都で働いている頃の方が忙しかったと感じます。

既に災害査定まで完了していたことが大きく、昨年度の方が多忙だったと語る固有職員もいました。ただ、発注の調整などで係長や課長は終始忙しそうなお様子でした。

私としても7月頃まではひたすら発注でそれなりに忙しかったです。次第に施工会社の人手や資材が足りない状況もあり発注は落ち着きますが、10月頃から発注した案件が次々と契約になり、再び忙しくなり始めました。

街並みには、損傷した建物や道路に大きなクラックや段差が残っており、復旧途上であることを実感しました。

一方で、住民や職員から悲壮感は感じられず、疲弊しきった能登の皆さんの助けに少しでもなれば！という派遣前の勝手なイメージとは少し違った世界でした。着実に前向きに復旧・復興を進めている印象でした。



【温泉宿や道路の被災状況（七尾市和倉町）】

派遣者自身が担当した業務概要

被災した河川護岸の復旧を目的に、昨年度災害査定まで終えた案件の実施設計および工事監督が担当業務でした。業務量としては15本の設計および監督となりましたが、これらの中には施工延長10m程度の小規模な案件も含まれていますので、見かけの数字ほど大変な業務量ではありません。

実施設計の具体的な作業としては、ブロック護岸だと現況図にCADで護岸を描き加えたりする図面作成業務と、数量計算書の作成および積算業務を行いました。鋼矢板護岸では設計委託により図面と数量計算書が既にあるので直ぐに積算業務に取り掛かれますが、河川によって矢板の材料や工法に違いが様々ありましたので、その理由をよく整理する必要性がありました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等



【ブロック護岸の被災状況】

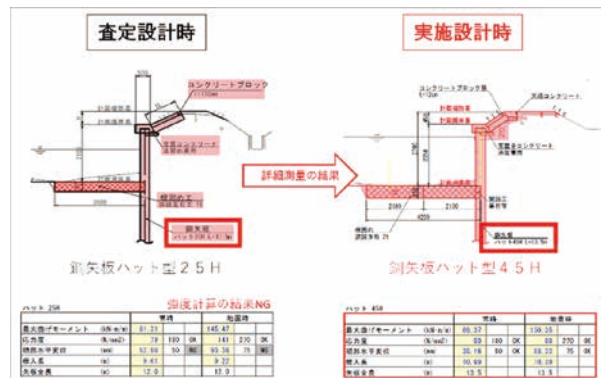


【鋼矢板(こうやいた)護岸の被災状況】

実施設計の結果、査定設計時より数量や金額に大幅な増減、新規工種があると、軽微な変更とは認められず、国に重要変更の同意を得る必要があります。特に鋼矢板護岸では、強度計算により高強度な材料となると大幅な増額となり、何件か重要変更の対象となりました。

通常、国の査定官と協議するのは本庁の職員ですが、年に2～3回査定官が直接事務所に来られて重要変更の協議ができる場もあり、そこで私から説明させていただくこともありました。

工事監督業務は、施工計画書等の書類確認や立会、検査といった基本の流れは東京都での監督業務と変わりませんが、馴染みがなかったのは生産組合との打ち合わせです。河川護岸の背面に田んぼが広がっていることが多く、重機を据えたりするのに田んぼを一部借用せねばならないため、生産組合長および田んぼの所有者とやり取りが必要でした。田んぼは早ければ11月



【重要変更協議の説明資料より】



【河川背面の田んぼ】



【ブロック護岸の施工状況】



【鋼矢板(こうやいた)護岸の打設状況】

に来年分の苗を注文し4月には農作業が始まります。一方、護岸工事は前面の河川を締め切って施工するため、非出水期11月～6月の限られた期間での施工となり時期が重なります。そのため、農作業に制限をお願いする場合は早めの調整が大切でした。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

これは苦労ではなかったですが、石川県で使用するCADや積算システムは東京都と異なりますので一から操作など覚える必要があります。しかし、取り掛かれば1日で慣れます。なので、これから派遣される方もその点は臆せず取り組んでもらいたいです。

1年を通して最大の苦労は家庭への負担でした。妻に幼い子ども3人を託して単身赴任というのは、私も妻も相当な苦労を覚悟した上で決めたことでしたが、それでも想像以上のものでした。

毎月2～3回は週末に帰りましたが、交通費も負担が大きいので夜行バスで移動してそのまま出勤したり、平日夜もテレビ電話で子供と会話しているとアパートの隣人からうるせえ!!と壁ドンされたり。

でもその辺りは覚悟の上だったのですが、一番つらかったのは仕事が落ち着いている時期に、「家族に苦労かけておきながら何のんびりしているんだろ…」とただただ自宅で座りながら涙を流していた時だったかもしれません。妻や派遣中に協力していただいた方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

印象的なエピソード

固有職員に「松澤さんがたくさん発注してくれて助かりました」と言っていたことはうれしかったです。ただ、「東京都だとこういう場合どうしていますか？」という質問に毎度「すみません、都で河川やったことないんです」と答えるのは力になれず残念なことでした。

また、業務外のエピソードになりますが、仕事終わりや帰省しない週末に何かをやっていたく、5月から近所の少林寺拳法道院に通い始めました。全くの初心者で、修練は週3回もあり部活みたいでしたが、小学生の兄弟子達とワイワイやったりして、おかげで救われました。戻ったら息子も一緒に始めるみたいで楽しみです。



【龍王拳の練習中（筆者は左奥）】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都の河川事業について知識・経験がないのでまだ想像できませんが、戻って携わることができれば、ここでの経験を活かせるよう意識的に考えながら業務に励みたいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

都では飛行に制限があるかもしれませんが、石川県ではドローンを積極的に活用されていまし

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等

た。私も操作させていただきましたが、非常に簡単で鮮明な写真や動画を撮影できました。Google mapの航空写真を活用するよりも鮮明かつ好きなアングルで撮影できますし、特に家屋の公費解体などは日に日に進みますので最新の状況を捉えることができます。受注者との打ち合わせや住民への説明に大変有効でした。

また、県はSNS等で復旧工事の進捗を頻繁に更新されていましたが、そこでもドローンでの撮影写真をよく活用されていました。



【Google map の航空写真だと】



【ドローンで撮影すると】

個人的な感想としては、災害復旧の流れについて何も知らなかったのが全てが大変勉強になりました。都でもこの経験を活かすべきときが必ず来ると思いますので、その時は積極的に先陣を切って働きたいと思います。

山内 道明（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

派遣の当初から担当する工事が決まっている状況ではありませんでしたが、最初の業務は前任者が退職されたため、私が監督員に任命された工事の設計変更の業務でした。

工事費の積算システムに不慣れなこともあり時間は掛かりましたが、設計変更と工事完成に伴う業務を執行できました。

派遣者自身が担当した業務概要

被災した河川護岸の復旧を目的に、昨年度に災害査定を終了した案件の実施設計及び工事監督業務が主とした担当業務でした。

業務量としては10本の工事の設計・積算業務（設計変更業務を含む。）及び監督業務となりましたが、これらの中には施工延長10mに満たない程度の小規模な工事も含まれており、数字ほど大変な業務量ではありません。

実施設計の具体的な作業としては、数量計算書の確認や再計算チェックおよび工事発注のための工事費の積算業務を行いました。

担当した工事は、次に示すものです。

- ① 6災721号二級河川鷹合川河川災害復旧工事～令和7年5月30日に工事完成（1本の工事）
- ② 6災758号～6災764号の二級河川二宮川河川災害復旧工事～工事発注済（7本の工事）
- ③ 6災791号及び6災792号の二級河川衣川河川災害復旧工事～工事実施中（2本の工事）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

工事監督業務は、施工計画書等の書類確認や立会、検査といった基本の流れは、今までに経験したことがあります。特に七尾市内の河川護岸の背面に田んぼ（農地）が広がっていることが多く、重機を据えたりするのに田んぼの一部を借用しなければならない場合があり、稲作の生産組合長等の事前協議が必須でありました。

護岸工事は非出水期11月～6月の限られた期間での施工となり時期が重なります。そのため、農作業に制限をお願いする場合は早めの調整が必要でした。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと）

担当している工事は、今後において本格的な工事実施となることから、残念ながら今現在では「やりがい」を感じる状況ではないのが実情です。

今後の都政に活かせること、活かしたいこと

活用できるものとしては、災害復旧事業の事務執行の業務（実務）を経験した職員においては都政の中での災害復旧事業が発生した際に活かされると思います。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

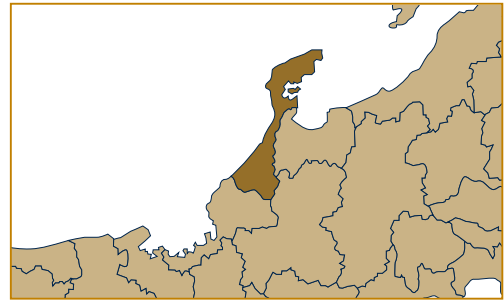
石川県

奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所珠洲復旧復興課

石川 勇三（総務局任期付職員）

熊谷 実（総務局任期付職員）

斗沢 力（総務局任期付職員）



石川 勇三（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

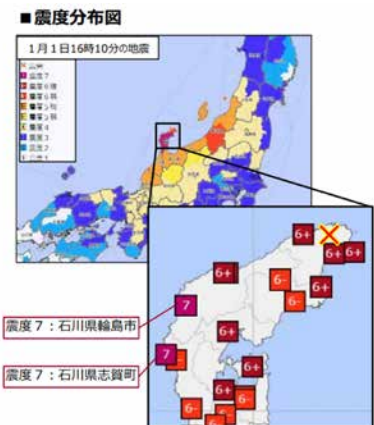
派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

令和6年能登半島地震が発生した能登半島は、荒々しい海岸に荒波が打寄せる外浦と、波静かな内浦からなり、日本海の蒼い海に手を差し延べているような形状を成す地域です。

また、古くから日本海をとおして大陸・国内各地と交流があり、輪島塗、揚げ浜塩田、キリコ祭り等に見られるように独特の文化も形成された人情味溢れた地域です。

石川県奥能登土木総合事務所は、能登半島北部の奥能登地域の2市2町、面積にして1130平方キロメートル（県全体の約27%）の広域なエリアを所掌しています。これは、東京23区全面積622平方キロメートルの約1.8倍のエリアとなります。

そのため、石川県では、輪島市中心市街地の奥能登土木総合事務所に加え、のと里山空港ビルに分室、珠洲市内に珠洲土木事務所を配して、3拠点体制で令和6年1月1日発災の能登半島地震、9月20～23日の奥能登豪雨に係る復旧復興事業を進めています。



大雨被害の概況(R6.9)



砂防施設・河川・道路の災害復旧等

派遣当初の状況

私が従事する珠洲土木事務所珠洲復旧復興課は、令和7年4月1日付けで設置され、能登半島最先端に位置する珠洲市内の県管理の道路、河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、港湾、漁港に係る災害復旧復興事業を担っており、課内体制は課長以下23名です。

珠洲土木事務所は奥能登土木総合事務所の支所として、珠洲復旧復興課のほか、珠洲事業調整室、珠洲維持管理課で構成され、所長以下総員34名です。

応援職員は、東京都3名、神奈川県1名、三重県1名、長崎県2名、石川県任期付職員2名です。

私が派遣された当初の業務は震災発災、その後の奥能登豪雨による被災状況の把握及び復旧に向けた災害査定に追われていましたが、令和7年4月以降は災害復旧に向けた調査設計、復旧工事の発注、施工管理業務に従事しています。

派遣者自身が担当している業務概要

私の担当は砂防関係業務であり、主に被災した管内の地すべり防止施設、急傾斜災害防止施設の復旧事業です。

地すべり防止施設としては、雨水による地下への浸透を減らす地表面排水施設の設置、浸透した地下水の水位を下げるための地下水排水施設、地盤地形の安定化を図る排土等が主な手法となります。

急傾斜防止施設としては、のり面崩壊を防ぐ法枠工、それを支えるアンカー工法などが手法となります。また、がけ面からの落石を防ぐ落石防護柵、待受け擁壁などもこれに含まれます。

事業の施工にあたっては、土地所有者のみならず周辺住民の方々を含め地域の方々のご理解とご協力は不可欠ですので、その方々への説明も重要な仕事のひとつとなっています。

担当する復旧事業は、3月に発注した集水井の復旧工事4本（土口、白滝、吉ヶ池①②）が10月末までに完了しましたが、9月に北山で集水井工事6本、高屋、森吉で地すべり工事2本を発注しました。さらに、年度内工事発注5件程度を予定しています。

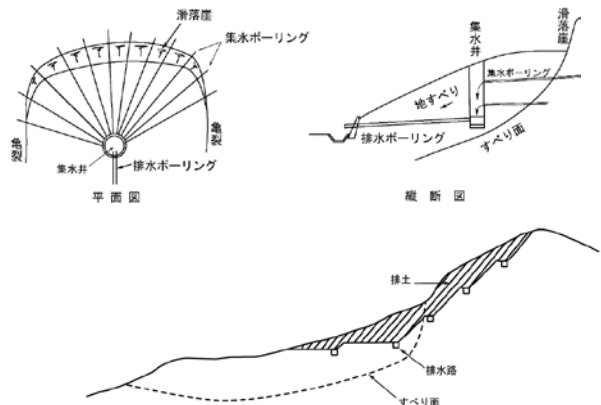
工事の進展に関しては人手不足もありますが、冬季の気象条件も課題となっています。

奥能登山間エリアでは2m近くの降雪、日本海エリアは降雪が少ないものの冷たい雪混じりの強風が課題となり工事への影響は避けられない状況です。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務を遂行するにあたり、一番驚いたことは、県職員が自ら積算、監督を行うということでした。前職の職場では、全ての積算、監督業務は民間事業者に委託していましたので驚くばかりでした。

特に積算に関しての経験は30年以上前になりますので、職場の方々のお力添えを得つつ、慣れるしかないという状況です。



第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

事業に係る用地買収も苦勞の一つとなっています。土地所有者の方々に工事へのご理解、用地買収へのご協力をいただくことも必要となります。所有者が遠くに避難されている、相続登記がなされていないなど、所有者の方の特定も難航しています。また、地震等により、現地形状が大きく変わり、土地の境界確定も難しい状況ですので、地道に一つ、一つ、前に進めています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

地元の方々は、大きな被災を受けているのにも関わらず、皆さん辛抱強く、率直であり、明るくふるまわれています。県職員の方々を見てもフレンドリーな県民性に感謝です。そうしたことも、やり甲斐を感じる大きな要素となっています。

私は65歳超の高齢者ですが、これまで経験してきた事業マネジメントの仕事から、久しぶりの工事関係の実務に携われること、また、これまでに経験したことがない仕事（砂防、地すべり、急傾斜）にチャレンジできることは、周りの方々には申し訳ないのですが、結構、楽しみなこともあります。

派遣されてから、約14か月が経過しましたが、奥能登の復旧復興のお役に立てるよう精進してまいります。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

非常時にあたっては、平時のやり方で進めることは難しいと思います。スピーディな実態把握、それへの対応方針の確立、決断が求められます。

例えば、職員は災害復旧マネジメントに集中し、積算、設計、施工管理を外部委託などして、復興に携わる職員の負担を減らすことが重要と考えます。

非常時の仕事の在り方として、他県の支援、民間の助けを入れやすくする仕組みづくりが重要です。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

奥能登豪雨後の自衛隊の活躍には驚かされました。指揮命令系統が整い、機材、燃料、宿営施設、食料、人員を一気通貫で持って災害復旧にあたること・・・（当たり前ですが）

消防、警察関係の方々も頑張って見えましたが、さすがは、自衛隊と感じました。

国との密接な関係を更に高めることが被害の拡大を防ぐ手立ての一つとして期待出来ることだと思います。



熊谷 実（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

令和7年4月1日付、東京都の能登半島地震及び奥能登豪雨の復旧・復興支援のための任期付職員として採用となり、都庁での研修を終え同年4月7日、勤務先である珠洲土木事務所珠洲復旧復興課河川砂防係に着任しました。

珠洲土木事務所のある珠洲市は、能登半島の先端に位置する市であり、住民基本台帳に基づく人口は、地震が発生した令和6年1月1日現在12,574人（5,843世帯）、令和7年9月30日現在では10,642人（5,283世帯）と人口減少が加速しています。

住宅等の公費解体も令和7年9月30日現在、珠洲市では解体申請の94%が完了しており、市内では最近空地が目立つようになっています。

派遣当初の状況は、復旧が進んではいるものの、道路の段差や道路沿いの電柱や標識などが傾いたままで、まだまだ復旧まで時間がかかるだろうなといった印象でした。

また、私の住む住宅は、市中心部から7kmほど離れた、珠洲鉢ヶ崎オートキャンプ場内の鉢ヶ崎仮設宿泊所で、珠洲土木事務所や珠洲市役所へ各県や市から派遣された職員60名ほどが入居する静かな環境です。



【鉢ヶ崎オートキャンプ場内】



【仮設宿泊所】



【地震で傾いた電柱】



【解体中の建物】

派遣者自身が担当した業務概要

私の配属された珠洲土木事務所は、奥能登土木総合事務所（輪島市）の出先事務所の一つです。

珠洲土木事務所は、「珠洲復旧復興課」「維持管理課」「珠洲事業調整室」で構成されており、私の配属先は、珠洲復旧復興課の河川砂防係で、河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地事業を課長をはじめ

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

めとする、係長・担当職員3名・長崎県派遣1名・東京都派遣は私を含む2名の体制で事業を進めています。

珠洲復旧復興課には河川砂防係の他、道路係、港湾係があり、それぞれの係には派遣職員のほか、石川県採用の任期付き職員が配属されています。

私の河川砂防係での担当は、査定の件数で河川1件・砂防施設7件・海岸施設4件の復旧事業で、今年度は主に測量・設計が業務の50%を占め、工事の発注や変更・施工管理が30%、追加の査定申請業務や応急仮工事の清算変更などの業務が20%の状況となっています。

来年度は詳細設計業務の完了を受け、現在概略発注された工事の変更・新たな発注・施工管理が主な業務となる予定です。



【担当する河川の被災状況】



【砂防施設の被災状況】



【海岸施設の被災状況】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

・苦労したこと

積算システムや工事・業務委託の工期変更手続き、完成検査時の書類作成、成果品の登録、監督員による一次評定などのシステムの使い方等々、以前携わったものとの違いも多く、職員がその都度丁寧に教えてくれるものの、なかなか覚えきれず、現在も苦労しています。



【砂防施設（流路工）の被災状況合同調査】

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

・工夫したこと

業務が多忙な職員から教えてもらったことを、何度も同じことを聞くのも心苦しく、教えてもらったことを記憶しているうちに、その手順をメモとして残すようにしています。・・・が、必要な時にそのメモの行方を探すことも。

また、被災箇所の調査にあたっては、河川・海岸・砂防の測量業務や設計業務受注の各担当者合同で現地調査を実施し、被災箇所の詳細な位置や問題点等の共有を計りながら、業務を進めていくようにしています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

珠洲市内を車で走行していると道端に復旧復興に携わるすべての人に対し、地域の人々の感謝の気持ちを表す手作りの看板が立っていて、一日も早い復旧復興のためがんばろうという気持ちとやりがいを勝手に感じています。



【地域の感謝を表す看板】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

地震やそれに伴う津波・豪雨災害などその規模が大きくなればなるほど、担当する部署職員の業務は応急仮復旧業務や地元からの苦情や要望・災害査定業務などそれらの調整に徹夜を余儀なくされ、それが数日から数カ月も続くこととなります。

東日本大震災で私が勤務した仙台土木事務所や東部土木事務所（石巻市）でも過酷な業務が続き、心身共に疲れ果て長期休暇を余儀なくされた職員が数多くいました。

他の事務所からの応援や他県からの派遣も迅速に行われてはいるものの、数週間から数カ月で交代することが多く、関係機関・事業者とともに地域の災害に腰を据えて取り組むには、発災当初から民間の発注者支援等を複数年契約するなど活用することも有効な手段ではないでしょうか。

また、被災地域によっては、業務受注者の宿泊先や執務室の問題も生じることが考えられますが、発注者が公費で用意するなど柔軟に対応することが、結局は早期復旧復興に繋がるものと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京都ではすでに対応済なのかもしれませんが、河川の地震豪雨災害などを担当していると、道路台帳のような、河川管理台帳を日頃から整備されることが望ましいと考えています。

河川管理台帳には河川管理施設や占用施設及び占用者、境界の位置や地籍図を投射したもの、標準断面図等を記載し、数年一度新たな情報の更新を行い、これらは災害対策にも備えることができ、境界の立会などにも活用が可能となります。

またドローンを活用し、管理区間を映像で残し、大規模災害があったときに、災害前の状況が映像で確認できるようにし、これらも数年ごとに更新を行います。

災害対策等に活用できるもの、復旧工法の東京都版マニュアルを常日頃から整備しておくことが、災害復旧対策を担当する職員の業務の軽減につながるのではないのでしょうか。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

斗沢 力（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の概要

- 発生時刻 令和6年1月1日16時10分頃
- 震源地 石川県能登地方（震源の深さごく浅い）
- 地震の規模 マグニチュード7.6（県内の最大震度7）
- 被害の状況（令和7年12月25日現在）死者698人（うち災害関連死470人）、住宅被害165,563棟

令和6年奥能登豪雨の概要

- 発生日時 令和6年9月21日
（輪島市・珠洲市において24時間雨量が観測史上最大）
- 被害規模 石川県管理の28河川が氾濫、38河川で流木・土砂堆積、護岸損壊等

公共土木施設の被害状況（令和7年2月末時点）（地震・豪雨含む）

	県	市 町	合 計
件 数	2,700件	3,600件	6,300件
被害額	5,600億円	5,300億円	10,900億円

派遣先部署の業務概要

所属している珠洲土木事務所 珠洲復旧復興課は復興課長2名、道路整備係8名、河川砂防係7名、港湾係5名の計22名で構成されている。派遣職員の内訳は、東京都3名、神奈川県1名、愛知県1名、長崎県2名となっている。



【担当業務箇所（R7年12月1日より本復旧開始～工事予定R9年12月末まで）】

派遣者自身が担当した業務概要

- 工事発注・監督業務
工事完了7件、工事監督業務中4件

- 今年度の今後の業務予定
 - ・工事変更契約・完成検査
工事監督業務の内 2件
 - ・工事発注
 - 12月発注 1件
 - 2月発注 2件

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

赴任した当初の4月には道路整備課系の被災復旧箇所（道路・橋梁・トンネル）192箇所の担当が係職員6人に令和10年まで割り振られていたが、まず、その被災箇所、規模がわからず苦労しています。

さらに、道路災害においては、がけ崩れが伴うものが半分以上であり、そこでは、がけ崩れの復旧の、測量・調査・設計が各発注され、用地交渉も伴います。その後、約半年から1年後に設計が完了し工事の発注となっています。また、上下水道の埋設路線においては珠洲市と協議が必要となって来るが、珠洲市も災害規模が大きいため、詳細協議にはまだ至っていない状況です。

上記のとおり道路災害部の半数以上は、測量発注業務・監督、調査発注業務・監督、設計業務発注業務・監督、工事発注業務・監督となっていて、がけ崩れが伴う工事では発注・監督業務が300件の増となります。

また、当初発注は査定設計時の図面、数量での概略発注となっており、3ヶ月以内に受注業者が現地調査し、数量、図面を作成したもので変更の積算をして、変更契約を行い、それをもって、重変協議（査定時の数量、金額の変更に伴う国への変更申請）を行い、承諾を得たのち、工事着工となっています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

4月に赴任しましたが、すでに6件の舗装工事の監督を指名されており、その工事の復旧工事は奥能登では最初の本復旧工事でした。能登町と珠洲市の境界付近の工事で、交通量も多い路線でしたが、受注業者と円滑な連絡により情報等を取り入れ、安全な工事ができ、とても綺麗な仕上がりにうれしく思っています。



今後の都政に活かせること・活かしたいこと

他県からの応援職員は若い世代（20代前半）が多く、三重県では2ヶ月、長崎県では3ヶ月交代となっていますが、被災地の状況を案内すると非常に驚かれています。また、この災害復旧工事を経験することで、今後に有効に活かせるのではないのでしょうか。他県と同じように若い世代も短期派遣または視察も行ってほしいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

国土交通省北陸地方整備局では、能登半島地震及び奥能登豪雨で甚大な被害が発生した河川・道路において、平時有事や昼夜を問わず遠隔飛行し、画像の3Dデータを蓄積・解析することで、迅速かつ効率的な現地情報の収集が可能となるようAIドローンを活用した試行が行われています。このように、被災地の遠隔地からの包括連携が必要ではないのでしょうか。